

## 【52用語】

【駅遞・えきてい】明治初期、会計官中に置かれた郵便事務を統括した役所

【管下・かんか】管轄のもと、支配のもと

【回報・かいほう】廻章、回状、返信、複数の人に回覧し読ませる文書

【更正・こうせい】あらためただすこと

## 【52解説】

明治十三年（一八八〇）の「群馬県統計表」によると、利根川・烏川・鎌川・渡良瀬川などの県内の主要河川には二十八か所の津（渡し場）があり、それぞれ水幅・渡し賃（人・荷車・駕籠など）が記載されている。このうち新田郡大館（おおたち）～村（現、太田市）と榛沢郡中瀬（なかぜ）村（現、深谷市）間の利根川の渡し場については、水幅が一町十一間、渡し賃が人（六厘）、牛馬口附共（一銭二厘）、牛車・馬車（四厘）、人車乗客共（四厘）、両掛（二厘）、長持（一銭二厘）とある。ここは江戸時代から関所と同様に重要な渡し場として知られており、元禄上野国絵図には「中瀬舟渡、川幅三拾間」とあり、船頭四人、舟賃は人十文、馬十六文であった。

本文書は、この渡し場の舟賃改定に関する群馬県からの照会に対し、白根埼玉県令が楫取素彦群馬県令の代理である岸良大書記官宛てた回答書である。内容は、群馬県側からの舟賃改定に対して埼玉県側も承諾するというものである。したがって、明治十三年の統計表に記された舟賃は、この際に改定された賃銭である。